

疾患等によるウィッグ費用の助成を行っている自治体

2026 年 4 月 1 日現在（「円形脱毛症の患者会」調べ）

がんの治療に伴うアピアランス変化へのウィッグ、胸部補整具の助成をしている自治体はたくさんありますが、円形脱毛症などの疾病等による脱毛症に対するウィッグ助成は始まったばかりです。そこで、円形脱毛症、瘢痕性脱毛症、先天性乏毛症、などの疾患による脱毛症に対する助成を行っている自治体を調べました。抜毛症に関しても助成がある可能性があります。各自治体にお問い合わせください。

また、助成を行う自治体は今後さらに増えていく可能性があります。ここに掲載されていない自治体においても、自治体のホームページでご確認されることをお勧めします。「自治体名（例：港区）」と「ウィッグ助成」ですぐ検索できます。

自治体名

東京都 港区、渋谷区、大田区、江戸川区、大田区、江戸川区、足立区、杉並区、北区、世田谷区、目黒区、品川区、台東区、中野区、文京区、千代田区、中央区、荒川区、練馬区、墨田区、狛江市、武蔵村山市、武蔵野市、東大和市、東村山市、調布市、八丈町、大島町

埼玉県 志木市、深谷市

千葉県 流山市、野田市、船橋市

神奈川県 川崎市、大和市

群馬県 高崎市

石川県 志賀町

佐賀県 みやき町

大分県 大分市

熊本県 天草市

宮崎県 都城市

各自治体の助成内容

円形脱毛症などの疾病等による脱毛症に対するウィッグ助成のみ抜粋しています。

詳しくは各自治体のホームページでご確認ください。

東京都

港区 (2025. 4.1～)

対象者 がん等の疾病の治療や傷病などに伴う外見の変化により、就労、社会生活等に支障があり、又は支障が出る恐れがあり、外見ケア用品が必要となっていること。ただし、加齢によるもの、男性型、女性型脱毛症は除く。

対象品目 ウィッグ(医療用に限らず)、帽子的購入費及びレンタル料 注:治療費、医薬品、メイク用品、装着用やメンテナンス用の消耗品、確定申告に於ける医療費控除で申告する(した)経費、他自治体でどうジュノ女性を受けた場合、送料・手数料やポイント利用分、個人間取引により購入した物品にかかる経費は対象外。

助成金額 最大 10 万円 注:購入費用の範囲内で、何点でも申請可能

助成回数 1 人につき 2 回限り

申請期限 購入した日(領収書等に記載の日付)の翌日から 1 年以内

渋谷区 (2025. 4.1～)

対象者 疾病やその治療(手術、抗がん剤治療、放射線治療など)の影響によるもの、外傷によるもの(手術により頭髪を剃る場合は除く)、脱毛症の場合は加齢によるもの、男性型・女性型によるものは除く

対象品目 ウィッグ(装着用ネット、クリップ含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子)

助成金額 対象品目の購入またはレンタル費用として、1 回 10 万円 注:個数軽減なし、消費税含む、送料・手数料・診断書は助成対象外。保管やお手入れのための品物は申請不可。

助成回数 生涯 2 回まで

申請期限 購入(レンタル)日(領収書に記載の荷付け)の翌日から 1 年以内

大田区 (2025.6.1～)

助成対象者 がん等の傷病やその治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている方、他の法令に基づく同種の助成を受けることができない方、本事業による助成又は他の普通地方公共団体が実施するアピアランスケア用品の購入等に係る同種の助成を通算して 2 回以上受けていない方

助成額: 購入又はレンタルに要する費用(10 万円を上限)

助成対象品:ウィッグ(ネット、クリップを含む。)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等)

助成回数:対象者 1 人につき 2 回まで (対象品目を複数購入又はレンタルした場合は、1 回にまとめて申請可能)

申請期限 購入またはレンタルした日(領収書に記載の日付)の翌日から 1 年以内

江戸川区 (2025.7.1～)

対象者 がん等の治療や傷病による外見の変化により、補整具を必要とする方(男性

型・女性型または加齢による脱毛症、手術により頭髪を剃る場合は除く）、他の法令等に基づく同種の助成、給付等を受けていない方

対象品目 ウィッグ（装着用ネット、クリップを含む）、帽子（毛付き帽子、医療用帽子等）

助成金額 申請 1 件あたり 10 万円を上限として助成（複数品目申請可）

件数 対象者 1 人につき 2 件の申請を限度とする（一度に 2 件をまとめて申請も可）

申請期限 購入・レンタルの支払日から 1 年以内。

足立区（2025.10.1～）

対象者 がんなどの病気やその治療に伴う外見の変化によりアピアランスケア用品を必要とする方。ただし、加齢による脱毛、男性型・女性型脱毛症、手術による頭髪の剃毛は対象外。

対象品目 ウィッグ（装着用ネット、クリップを含む）、帽子（毛付き帽子、医療用帽子等）

対象外品目 治療にかかる費用（施術費）、医薬品、ご自身で作成する材料費、メイク用品、装着用やメンテナンス用の消耗品、インターネットオークションやフリーマーケットなど、個人間の取引で購入等をした物品、確定申告で医療費控除の対象とした経費など

助成金額 購入・レンタル費用に対し、1 回の申請につき上限 10 万円まで。助成回数は 2 回まで。

申請期限 購入または利用を開始した日の翌日から 1 年以内

杉並区（2025.11.1～）

対象者 疾病やその治療、外傷等に伴い、ウィッグや胸部補整具等を必要としている方（ただし、手術時の剃毛によるもの、加齢に伴う脱毛、男性型または女性型脱毛症は対象外）。

対象品目 ウィッグ（ネットおよびクリップ等を含む）、帽子（医療用帽子、ニット帽等）

注：保管・手入れ用品に係る費用は対象外。他の法令等に基づく同種の助成または給付の対象となる場合は対象外

助成金額 1 回の申請において、上限 10 万円。

助成回数 1 人につき生涯 2 回まで。注：予算の上限に達し次第、当該年度の受付は終了となる。

申請期限 助成の対象となるウィッグ購入またはレンタルした日（領収書等に記載の日付）の翌日から 1 年以内

北区（2025.11.10）

対象者 疾病やその治療（手術、抗がん剤治療、放射線治療など）の影響によるもの、外傷によるもの（手術により頭髪を剃る場合は除く） 注：脱毛症の場合は加齢によるもの、男性型・女性型によるものは除く

助成対象品目 ウィッグ（ネット・クリップを含む）、帽子（毛付き帽子、医療用帽子等） 注：付属品やケア用品（スタンドやブラシなど）は助成対象外

助成金額 購入費用またはレンタル費用が助成対象、女性上限角は申請 1 回につき上限 10 万円、一人につき 2 回まで申請でき、1 回の申請に当たり点数制限なし。

申請期限 購入日（領収書等に記載された日付）の翌日から 1 年以内。

世田谷区(2026.1.1～)

対象者 疾病及び治療の影響（手術、抗がん剤治療、放射線治療等）によるもの、外傷によるもの（手術により頭髪を剃る場合を除く。）、脱毛症によるもの（加齢によるものを除く）。

助成金交付回数 生涯で 2 回まで

助成金額 購入またはレンタルにかかった費用（上限 10 万円）

助成対象品 ウィッグ（装着用ネット、クリップを含む）、帽子

対象外 付属品やケア用品（例：ウィッグスタンド、専用シャンプー）、金券、ポイント、ディスカウントクーポンの利用分、個人間取引により購入した物品、国、地方公共団体が別に負担する対象となるもの、医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの、確定申告における医療費控除において申告したもの、その他の給付制度や助成の対象となるもの

申請期限 購入が完了した日から 1 年以内

目黒区(2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病やその治療・外傷による外見の変化によりアピアランスケア用品を必要とする方、同一助成を 2 回以上受けていない方。

対象品目 ウィッグ、毛付き帽子・医療用帽子

給付額 申請 1 回あたり上限 10 万円。2 回まで利用可能。

申請期間 購入・レンタルした日の翌日から 1 年以内

品川区(2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病にかかる治療または傷病に伴う外見の変化により、アピアラン

スケア用品の購入等を必要としている方。

助成対象品目 ウィッグ、帽子（同時に複数組み合わせで申請できる）

助成金額 上限 10 万円（消費税含む）。

申請期限 購入等費用を支払った日（領収書等に記載の日）の翌日から 1 年以内。

台東区（2026.4.1～）

対象者 がん等の治療または傷病に伴う脱毛、乳房の切除等により外見に変化があり、ウィッグや胸部補整具等が必要である方

助成対象品 ウィッグ（ウィッグの装着時に必要なネット、クリップ及び固定バンドを含む）、毛付き帽子、医療用帽子

助成額等 1 個当たり上限 10 万円、対象品目 2 個以上まとめて申請可能 注：手数料・送料・ポイント支払い分の金額は助成対象外

助成回数 1 人につき生涯 2 回まで、個数制限なし。

申請期間 購入（レンタル）の日（領収書に記載の日付）の翌日から 1 年以内。

中野区（2026.4.1～）

対象者 外見の変化を伴う病気やケガと診断された方、傷病もしくは治療に伴う脱毛により、アピアランスケア用品を必要としている方

助成対象品目 購入またはレンタルに係る費用（消費税を含む）が助成金の対象

ウィッグ等：ウィッグ、帽子（ネット、インナーキャップ等を含む） 注：手術のための頭髪の剃毛、加齢、男性型及び女性型脱毛症による脱毛は対象外

助成金額 1 回の申請当たり 10 万円まで（消費税含む）。個数軽減なし。 注：ケア用品、保管用品、送料・手数料、クーポン利用分は対象外。

申請期間 購入またはレンタルした日（領収書に記載の日付）の翌日から 1 年以内。

文京区（2026.4.1～）

対象者 がん等の治療や傷病等に伴い外見ケア用品（アピアランスケア目的の補整具等）が必要な方（加齢によるもの、男性型・女性型脱毛症、手術により頭髪を剃る場合等は除く）

助成対象品 ウィッグ（ネット及びクリップを含む）、帽子 注：複数の対象品組み合わせ申請可。治療費、医薬品、メイク用品、アートメイク、手入れに使用する用品、ウィッグのカット、カラー等の経費、送料・ポイント等利用分、他自治体で同種の助成を受けた商品は対象外

助成金額 合計金額の上限 10 万円/回

助成回数 1 人当たり生涯 2 回まで 同時に 2 回分申請可能

申請期限 購入(レンタル)した日から1年以内

千代田区 (2026.4.1～)

助成対象者 がん等の疾病の治療や外傷等に伴いアピアランスケア用品を必要とする方 注: 脱毛症については、加齢によるもの、男性型または女性型脱毛症は対象としない

助成対象品 ウィッグ(ネット、帽子等)

助成額 購入やレンタル等に係った実費(消費税を含む、上限10万円) 注: 1人につき2回まで(個数の上限なし、異なる助成品を併せて申請可)

申請期限 支払った日の翌日から1年以内

中央区 (2026.4.1～)

対象者 がんその他の疾患および治療の影響や外相によりウィッグや補正ぐなどを必要とする方。注: 診断書、診療明細書、医師意見書等にて確認要)、手術による剃髪、加齢によるもの、男性型・女性型によるものは対象外。

対象品 ウィッグ(ネット、クリップ含む)、毛付き帽子、医療用帽子など 注意: 治療費、医薬品、メイク用品、メンテナンス用消耗品は除く、他制度の対象となる場合は対象外。

助成金額 1回あたりの上限10万円(消費税含む)

助成回数 1人当たり生涯で2回

申請期限 助成対象品を購入(レンタル)した日の翌日から1年以内

荒川区 (2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病の治療や負傷もしくは脱毛症等の疾病で次のいずれかに該当する方(脱毛症については、加齢によるもの、男性型・女性型によるものは対象外)、申請日が購入等の日の翌日から1年以内の方

助成対象品 ウィッグ(ネットを含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等)、注: 本体に含まれない付属品(スタンド等)、手入れ等に使用する用品(ブラシ、洗剤、洗濯ネット等)、皮膚を保護する保湿剤等は対象外。

助成金交付額 ウィッグ: 上限5万円、ウィッグ以外の品目: 合わせて上限3万円 注: 上限内であれば1人2回まで申請可、最初に申請した年度を含めて5年度の間に對しての上限です、5年度を過ぎた場合は改めて上限内で申請が可能です。

練馬区 (2026.4.1～)

対象者 がん治療によるもの、脱毛症によるもの（加齢によるもの、男性型・女性型によるものは除く）、その他の疾病、概要によるもの（手術により頭髪を剃る場合は除く）、他の法令等に基づく同種の助成、給付などの対象とならない方。

助成対象品目 ウィッグ（ネット、インナーキャップ、クリップ含む）、帽子（毛付き帽子含む）

助成金額 一人当たり上限 10 万円（税込み） 個数制限なし。

助成回数 2 回まで、1 回目の申請で助成額が 10 万円に達した場合 2 回目の申請不申請期限 購入（レンタル）した日の翌日から 1 年以内。

墨田区（2026.4.1～）

対象者 外傷・疾病・治療に伴う脱毛（加齢等によるものを除く）

対象品 ウィッグ（ネット、クリップ含む）、帽子（ウィッグ付き帽子・医療用帽子等）

助成金額 購入またはレンタルにかかった費用（上限 10 万円）

助成回数 1 人につき 2 回まで

期限申請 領収書の日付の翌日から 1 年以内

粕江市（2025.4.1～）

対象者

1. 購入時点で 18 歳になる年度の 3 月 31 日までの方で、がんと診断され脱毛でウィッグが必要な方、がん以外の疾病により、脱毛でウィッグが必要な方

助成額・助成回数 合計 2 万円（税込）の範囲で 2 回まで

2. 購入日時点で 19 歳になる年度の 4 月 1 日以降の方で、がんと診断され脱毛でウィッグが必要な方

助成額・助成回数 1 枚につき 1 万円（税込）の上限で 2 回まで

助成対象品目 ウィッグ（ネット等を含む。） 注：医療用には限りません。付属品（スタンド等やケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）、送料、申請に必要な証明書にかかる費用等は対象外、他の法令等に基づく、同種の助成等を受けている方は対象外。

申請期限 購入日の翌日から 1 年以内。

武蔵村山市（2025.4.1～）

対象者 がん治療等に伴い、脱毛や乳房の切除などによりアピアランスケア用品が必要な方、他の同種の助成金等の交付を受けていない方

助成対象品 医療用ウィッグ（装着ネット、毛付き帽子等を含む）

助成金額 助成対象品の購入及びレンタルにかかった費用（上限 5 万円）

申請回収 1人につき一生涯で2回

申請期限 助成対象品を購入した日(レンタル開始日)の翌日から1年以内

武蔵野市(2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病及び治療、または外傷に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加等に支障があり、または支障が出るおそれがあり、補正具を必要とするかた、過去にこの制度による助成金の交付を2回以上受けたことがないかた

対象品目 ウィッグ(ネット、クリップ含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等) 注 購入費用またはレンタル費用が助成対象 1回の申請当たりの個数制限なし 本体に含まれない付属品、ケア用品、交通費、郵送費、診断書発発行料金、手術による剃髪、加齢によるもの、男性型・女性型によるものなどは対象外

助成額 1回の申請につき上限10万円(5万円を超えた額は、超えた額の半額)

助成回数 1人生涯2回まで

東大和市(2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病に罹患され、現在その治療を行っている又は過去にその治療を行っていた方、がん等の疾病またはその治療に伴う脱毛に伴い、補整具を購入またはレンタルしている方、本事業において助成金の交付を2回以上受けたことがない方

対象品 医療用ウィッグ(ネット含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等)、注:治療費、医療費、メイク用品、装着用・メンテナンス用の消耗品、フリーマーケットなどの個人取引による購入品は対象外。1回の申請での個数制限なし。

助成金額 購入やレンタルにかかった費用、申請1回につき上限5万円

助成回数 生涯2回まで

申請期限 費用を支払った日(領収書等に記載の日)の翌日から1年以内

東村山市(2026.4.1～)

対象者 がん等の疾病、その治療等にとまなう外見の変化によりアピアランスケア用品を必要としている方、市外、都外含め、すべての自治体で同様の助成を過去通算2回以上受けていないこと。

申請者 対象者本人。ただし対象者が未成年の場合には親権者が申請者となる。

対象品目 ウィッグ(ネット、クリップ含む) 帽子(毛付き帽子、クリップ含む)。注:治療費、医薬品、メイク用品、装着用・メンテナンス用の消耗品、交通費、郵送費、他の助成金の対象品、確定申告での医療費控除に申告する(した)もの、個人取引により購入したものは対象外

助成金額 1回あたり3万円、計2回まで

申請期限 支払日の属する年度の末日まで

調布市(2026.4.1～)

対象者 がん等と診断され、治療等に伴う外見の変化により、就労、社会参加等に支障があり、または支障がでるおそれがある方、本事業において助成金の交付を受けたことのない方、他の助成制度等の対象になっていない方

助成対象品 ウィッグ(ネット等を含む) 注 保管に使用するもの、付属品やケア用品(ウィッグスタントやブラシ)等、ウィッグのカット代金、頭全体ではなく一部分のみのウィッグ(状況により対象になる場合あり、購入前に問い合わせを)、帽子、帽子にウィッグがついているものは対象外。

助成額の上限 3万円(消費税含む) 注購入数は何点でも可

申請期限 支払部の翌日から1年以内。

八丈町(2025.7.1～)

対象者 病気や治療に伴う脱毛により対象ケア用品が必要となっていること、他の同種の助成金等の公布を受けていない方。

助成対象品:ウィッグ(ネット、クリップ含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等)

※かつらや毛付き帽子は医療用に限りませんが、付属品やケア用品は除く

助成額: 上限 10万円 注: 医師の意見書発行に係る費用は助成対象外。

申請回数 1人につき生涯2回

申請期限 令和9年4月9日(金)

大島町(2026.4.1～)

対象者 がん等の傷病やその治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている方、都内自治体において過去に同種の法令等による助成金の交付を2回以上受けていない方

対象品目 ウィッグ(ネット、クリップ含む)、帽子(毛付き帽子、医療用帽子等)

助成金額 上限 10万円

申請回数 1人2回まで(1回申請に個数制限なし)

申請期限 領収日の翌日から1年以内

埼玉県

志木市(2024.4.1～)

対象者 がん治療や疾病などに起因する外見の変化に対処するため令和6年4月1日以降にアピアランスケア用品を購入したこと、アピアランス用品の購入にあたり、医療保険や他の自治体から助成などを受けていないこと

対象品 医療用ウィッグ、頭皮保護用ネット、ウィッグ付き帽子など。ケア用品は除く。

助成金額 購入費用の2分の1の金額 /100円未満切り捨て、上限1万円

助成回数 1人につき、1回限り

申請期限 購入した日から1年以内

深谷市(2024年度～)

対象者 がん治療に起因する脱毛症状(18歳以下の方については、がん治療に起因するもの以外の脱毛症状を含む)、他の法令等に基づく同種の助成等を受けたことがない方

助成対象品 ウィッグ及びその着用に必要なネット 注:ケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は対象外

助成金額上限 5万円(千円未満の端数は切り捨て)

助成回数:対象者1人につき補整具ごとに1回限り

申請期限 購入した日の翌日から1年以内

千葉県

流山市(2022年度～)

対象者 がんと診断され、その治療を受けた又は受けている方、先天的、事故、がん以外の病気により欠損した身体の見た目をカバーするために、医療用ウィッグを購入した方

助成品目 医療用ウィッグ、毛付き帽子 注全頭用ウィッグ(ネットは対象)、スタンドなどの付属品、ケア用品、帽子及び部分ウィッグは対象外)

助成額および回数 18歳到達年度後 3万円 1回

18歳到達年度まで 5万円 毎年度1回

がんの再発等によりウィッグ等を購入した場合に限り再度助成行う。

申請期限 購入日から1年以内

野田市(2023年度～)

対象者 先天的な外見上の特徴や疾病の治療に伴う外見の変化などを補うために補整具を購入した方。例:全頭型、汎発型脱毛症、膠原病や代謝の疾患、熱傷や外用後後遺症として脱毛の診断がされている場合は助成対象。加齢によるものは対象外。

助成対象品 医療用ウィッグ(全頭用かつら:ネット含む)、毛付き帽子

助成金額 19歳以上 上限3万円 / 18歳以下 上限5万円 注:付属品・ケア用品の代金、手数料・配送料、クーポン・ポイント使用による値引き分は含まれず。部分ウィッグは対象外。

助成回数 1人につき1回まで、がんの再発等により新たに補整具が必要となった場合は再度申請可能。18歳以下の医療用ウィッグについては、1人につき年度ごとに1回まで。

申請期限 購入日の翌日から2年以内

船橋市(2026.4.1～)

対象者 がんの治療、がん以外の疾病または先天的な身体特性により、脱毛や身体の欠損等があり、補整具が必要な方、国やほかの自治体による同様の助成を受けたことがない方

対象品 ウィッグ(ネット、帽子付きウィッグを含む) 注:ケア用品やその他の付属品は対象外)

助成額 ウィッグ 3万円 注:18歳になる年度までは年度ごとに1回の申請が可能

申請期限 購入(レンタル)の翌日から1年以内

神奈川県

川崎市(2025.6.1～)

対象者 健康保険の保険給付の対象となる傷病や先天的な疾患の治療に伴う脱毛や身体の欠損による外見の変化を補うために補整具を購入又はレンタルした方で、その必要性を医師が判断していることが確認できる方、他の制度において、同等の助成を受けていない方。

対象品目 ウィッグ、毛付き帽子、ネット、アンダーキャップ、インナーキャップ(ウィッグ、毛付き帽子との組み合わせによる申請に限る)

金額・回数 上限3万円/1回 複数個購入し、合算した額で申請可。

注)満18歳未満の場合、18歳到達する年度までの間、年度ごとに1回の申請が可能

申請期限 購入の日付から1年以内

大和市(2025.4.1)

ホームページ上には2026年8月5日現在明記なし。問い合わせのこと。

群馬県

高崎市(2022年4月～)

対象者 がん治療等に伴う脱毛や手術、傷病等により、外見の変化に対する補整具が必要な人。

対象品目 ウィッグ、ウィッグ装着用ネット、毛付き帽子など

補助金額・回数 1回3万円まで、1人2回まで 注:クーポン、ポイント利用分対象

外、商品券、ギフト券は可。

申請期限 領収書発行日の翌日から 1 年以内

石川県

志賀町(2023 年度～)

対象者 がん治療や先天的、事故、がん以外の病気に伴う脱毛や手術などにより、外見の変化を補うために医療用ウィッグを購入した方

対象補整具 ウィッグ8頭皮保護用ネット含む)

助成額 購入費用の2分の1(千円未満切り捨て)ただし、ウィッグ2万円を上限とする

助成回数 対象者1人につき1回のみの助成、ただし対象者が18歳未満の場合は、18歳到達年度まで毎年度1回の助成

申請期限 購入した日から 1 年以内

佐賀県

みやき町(2022 年度～)

対象者 がんと診断され、その治療を受けた方、または受けている方、もしくはがんの疑いがあると診断された方、がん以外の疾病(※)により治療を受けている方、または受けた方、申請する年度に、他の市町村などから同様の補助金を受けていない方

※がん以外の疾病について、詳しくはお問い合わせください

対象補整具 ウィッグ(全頭タイプ、部分タイプ、保護ネット)

保持対象額 購入額(税込)の合計額の 2 分の 1(1 円未満切り捨て)または 2 万円のいずれか低い額。補助金の申請は毎年度することができる

申請期限 購入した日から 1 年以内

石川県

志賀町(2023 年度～)

対象者 がん治療や先天的、事故、がん以外の病気に伴う脱毛や手術などにより、外見の変化を補うために医療用ウィッグを購入した方

対象補整具 ウィッグ8頭皮保護用ネット含む)

助成額 購入費用の2分の1(千円未満切り捨て)ただし、ウィッグ2万円を上限とする

助成回数 対象者1人につき1回のみの助成、ただし対象者が18歳未満の場合は、18歳到達年度まで毎年度1回の助成

申請期限 購入した日から 1 年以内

大分県

大分市(2024 年度～)

対象者 小学 1 年生から 18 歳までの方、脱毛等の理由により医療用ウィッグ等を購入、リースした方

対象物品 医療用ウィッグ(前頭葉に限る) 注ケア用品(消耗品、スタンド、ブラシ等)は対象外、保護ネット、減付き帽子またはケア帽子等、第 2 号様式「大分市こどものための医療用ウィッグ購入費等助成事業医療機関受診証明書」の発行にかかる文書料

助成金額 購入・リース、文書発行にかかる費用の 2 分の 1(1 円未満切り捨て)/上限 5 万円 注:申請は年度内 1 回まで。複数の対象物を購入した場合はまとめて 1 回で申請のこと

申請期限 購入日の属する年度の末日まで

熊本県

天草市(2024 年度～)

対象者 がんやその他の疾患等でアピアランス(外見)の変化があり、それを補完するウィッグなどのアピアランスケア用品を購入した方、他の事業において、同様のサービスを受けていない方。

対象用具 ウィッグ(医療用、医療用以外を問わない)、装着用ネット、毛付き帽子など

注:メンテナンス用品(ブラシやシャンプーなど)、送料、修理費、交通費は対象外

助成費用 購入費用の 2 分の 1 (上限額:2 万円) ※1 人につき 1 回限りの助成

申請期限 購入日から 1 年以内

宮崎県

都城市(2025.4.1～)

対象者 がんと診断されその治療を受けた又は現在受けている方、または脱毛症等医師から診断された方、疾病による外見の変化(脱毛、乳房切除等)を補う補整具を購入された方、申請を行う補整具について、過去に本市または他の制度による補助金交付等を受けていない方

対象となる補整具 ウィッグ等 全頭用・部分用、装着ネット、毛付き帽子を含む

補助金額 19 歳以上:購入額か 2 万円のいずれか低い額(1 回限り)

18 歳以下:購入額か 4 万円のいずれか低い額(毎年度 1 回申請可)

注:年齢は年度末年齢 令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したものが対象

申請期限 購入した日（領収書の日付の翌日から 3 か月以内